

公告第 1021 号

令和 8 年 8 月 25 日
ジェイテクト健康保険組合
理事長 清水 忍

ジェイテクト健康保険組合規約変更について

ジェイテクト健康保険組合規約の一部変更について、東海北陸厚生局長に届出いたしましたので公告します。

記

ジェイテクト健康保険組合規約の一部を次の表の通り変更する。

(傍線部分は改正部分)	
改正後	改正前
(子ども・子育て支援金額の負担割合) 第 4 5 条の 2 子ども・子育て支援金額は、 <u>国の定める料率の 2 分の 1 を事業主及び被保険者がそれぞれ負担する。</u>	(子ども子育て支援金額の負担割合) 第 4 5 条の 2 子ども・子育て支援金額の <u>2. 3 分の 1. 1 5 は事業主、2. 3 分の 1. 1 5 は保険者において負担する。</u>

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

以 上